

特別養護老人ホーム プラチナ・ヴィラ野川 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して特別養護老人ホームのサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人白金会	
事業者の所在地	神奈川県川崎市宮前区南野川3丁目2番地2号	
代表者名	理事長 福島 敬 郎	
電話番号等	電話 (044-753-5525) F A X (044-753-5526)	
法人設立年月日	平成26年1月21日	
法人が運営する施設及び事業	特別養護老人ホーム	1ヶ所
	(介護予防) 短期入所生活介護	1ヶ所

2 ご利用事業所の概要

事業所名称	特別養護老人ホーム プラチナ・ヴィラ野川	
事業所の所在地	神奈川県川崎市宮前区南野川3丁目2番地2号	
管理者名	施設長 豊田 朗子	
電話番号等	電話 (044-753-5525) F A X (044-753-5526)	
事業所番号	川崎市指定 (指定事業所番号 1475502017 1475502025)	
利用定員	107名	

(1) 構造等

建 物	敷 地	2,856.06㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建
	延 床 面 積	4,200.8㎡

(2) 居室

居室の種類	室 数	室 数	室 数
ユニット型個室	39室(39床)	従来個室	3室(3床)
4人部屋	15室(60床)		
3人部屋	1室(3床)		
2人部屋	1室(2床)		

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人白金会が開設する特別養護老人ホームプラチナ・ヴィラ野川（以下「事業所」という。）が実施する、特別養護老人ホームの適正な運営を確保する為に本運営規定において人員等に関する事項を定め、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその 有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営方針	当事業所では、利用者の能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な健康管理並びに日常生活上の世話をを行います。
	当事業所では、利用者の意志及び人格を尊重し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
	当事業所では、特別養護老人ホームが地域の中核施設となるべく地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、指定介護予防事業者及び関係市町村と親密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることが出来るように努めます。
	当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し身近に利用しやすい事業所とすると共に生き甲斐を持って療養生活が過ごすことが出来るようサービス提供に努めます。
	サービス提供にあたっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

4 事業所の職員体制

職 種	勤務形態	人数	内 容	職 種	勤務形態	人数	内 容
管理者	専任	1名	運営管理	介護支援専門員	常勤・非常勤	2名	ケアプラン
医 師	嘱託	1名	医学的管理	管理栄養士	常勤	1名	栄養管理
看護職員	常勤	3名	看護業務	生活相談員	常勤・非常勤	2名	相談・指導
介護職員	常勤	40名	介護全般	事務・その他	常勤	2名	庶務・総務
機能訓練指導員	常勤	1名	機能訓練				

5 サービス内容

(1) 介護給付によるサービス

①	施設サービス計画の作成	施設サービス計画を作成します。 ・施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 ・施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 ・施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 ・施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
②	介 護	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・入浴又は清拭は週2回以上行います。 ・適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・嚥むつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 ・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。
③	食 事	栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 【食事時間】朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 17：00
④	相談及び援助	常にに利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
⑤	社会生活上の便宜	施設に教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。 ・日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで変わって行います。 ・に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・利用者の外出の機会を確保するように努めます。
⑥	機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身に依りて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
⑦	栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
⑧	口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導のに基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
⑨	健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

①居住費 ②食費 ③レクリエーション行事 ④理髪・美容 ⑤日用品費等 ⑥インフルエンザ 予防接種等

6 利用料、利用者負担額（別紙利用料金表のとおり）その他の費用の請求及び支払い方法

利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア	利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月毎の合計金額により請求いたします。
	イ	上記に係る請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月15日までに送付します。
利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア	利用料、利用者負担額は、請求月の27日までに利用者指定口座からの自動振替でお支払いください。
	イ	お支払いの確認をしたら、領収書をお渡しします。再発行は致しかねますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

7 利用契約の終了

利用者が長期入院された時や、中途解約の申し出があった時などに契約が終了されます。サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合も終了となります。

8 秘密の保持と個人情報の保護

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は契約者若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、利用者に関する個人情報については、利用目的に同意いただいた上で共有させていただきます。利用者の家族の個人情報についても同様です。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

10 協力医療機関

医療機関	病院名	京浜総合病院
	電話番号	044-777-3251
	診療科	内科、外科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、放射線科
	入院設備	有
	病院名	鴨居病院
	電話番号	044-933-1911
	診療科	一般内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、皮膚科、泌尿器科、外科、整形外科、リウマチ科、形成外科
	入院設備	有
	病院名	山本記念病院
	電話番号	045-593-2211
	診療科	内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、循環器内科、神経内科、大腸肛門外科、泌尿器科、心療内科
	入院設備	有
歯科	医療機関名	ブライツデンタルクリニック多摩
	電話番号	045-943-5665

11 事故発生時の対応方法

利用者に対する特別養護老人ホームのサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者又は身元保証人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する特別養護老人ホームのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

12 非常災害対策

消防法第3条に規定する消防計画及び風災害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する消防管理計画を作成して非常災害に対処する計画に基づき、防火管理者を置き、非常災害対策を実施します。また、非常災害対策として、年2回以上の防災訓練を実施します。また災害時には、マニュアルに従い、関係機関と協力して対応します。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 相談窓口・苦情対応

提供したサービスに係る利用者又は契約者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業所の設備又はサービスに関する要望、苦情等に誠実に対応します。

事業所の窓口	特別養護老人ホーム プラチナ・ヴィラ野川 生活相談員	所在地 電 話	神奈川県川崎市宮前区野川1428-1 044-753-5525
市町村の窓口 (保険者)	川崎市役所 高齢者事業推進課	所在地 電 話	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 044-200-2469
公的団体の窓口	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地 電 話	神奈川県横浜市西区楠町27番地1 0570-022110 または 045-329-3447

16 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

17 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

(1) 面会時間	午前9時から午後6時30分までとします。 面会簿へ記入してください。
(2) 外出・外泊	事前に届け出を提出し、施設長の許可を得てください。
(3) 飲酒・喫煙	飲酒は原則としてお断りいたします。 事業所内全館禁煙とさせていただきます。
(4) 設備・備品の利用	定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
(5) 私物の持込	品物によって制限させていただく場合があります。
(6) 貴重品の持込	原則としてお断りいたします。
(7) 事業所外での受診	外泊時に受診される場合は、事前に連絡をください。
(8) 宗教活動	お断りいたします。
(9) ペットの持込	お断りいたします。
(10) 飲食物の持込	医師、看護師にご相談ください。

18 重要事項説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

特別養護老人ホームのサービス利用・提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を受けました。

利用者	ご本人	印
	契約者	印
事業所	所在地	神奈川県川崎市宮前区南野川3丁目23番地2号
	法人名	社会福祉法人白金会
	事業所名	特別養護老人ホーム プラチナ・ヴィラ野川
	説明者氏名	印